

船舶事故調査報告書

令和3年10月27日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突
発生日時	令和2年12月1日 05時43分ごろ
発生場所	山口県光市 ^{おおみなせ} 大水無瀬島南方沖 大水無瀬島灯台から真方位200° 1,700m付近 (概位 北緯33° 55.3′ 東経131° 55.5′)
事故の概要	貨物船 ^{せんよう} 泉陽丸は、北北西進中、また、漁船 ^{かいせい} 海成丸は南進中、両船が衝突した。
事故調査の経過	令和2年12月2日、主管調査官（広島事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 貨物船 泉陽丸、499トン 140154、岡本汽船株式会社（船舶所有者）、深水海運有 限会社（船舶借入人） B 漁船 海成丸、4.8トン YG3-53285（漁船登録番号）、山口県漁業協同組合
乗組員等に関する情報	A 船長A、五級（航海） B 船長B、一級小型
負傷者	B 軽傷 1人（船長B）
損傷	A 右舷中央部外板に擦過傷 B 船首部に圧壊
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北東、風力 1、視界 良好、日出時刻 06時59分 海象：海上 平穏、潮汐 上げ潮の中央期
事故の経過	A船は、船長Aほか4人が乗り組み、船長Aが約11ノット（kn） の速力（対地速力、以下同じ。）で自動操舵により北北西進中、レー ダーで右舷船首方にB船を含む数隻の漁船群を認めた後、漁船群が前 路を左方に通過していったので、B船も同様に通過したものと思っ ていたところ、B船を右舷船首方至近に認め、汽笛を吹鳴し、左舵一杯 としたものの、A船の右舷中央部とB船の船首部とが衝突した。 B船は、船長Bが1人で乗り組み、船長Bがレーダーを作動させ、 漁場に向けて約8knの速力で自動操舵により南進中、前路に他船はい ないと思い、下を向いて操舵室下にある機関の状態を観察しながら、 左舷方から接近するA船に気付かない状態で航行を続け、A船と衝突 した。
分析	A船は、北北西進中、船長Aが、レーダーでB船を含む漁船群を認 めた後、漁船群が前路を左方に通過し、B船も同様に通過したもの と思い、同じ針路及び速力で航行を続けたことから、至近でB船を認め

	<p>て、左舵一杯としたものの、B船と衝突したものと考えられる。</p> <p>B船は、南進中、船長Bが下を向いて操舵室下にある機関の状態を観察しながら航行を続けたことから、左舷方から接近するA船に気付かずに、衝突したものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、夜間、A船が北北西進中、B船が南進中、船長Aが、レーダーでB船を含む漁船群を認めた後、漁船群が前路を左方に通過し、B船も同様に通過したものと思い、同じ針路及び速力で航行を続け、また、船長Bが、下を向いて操舵室下にある機関の状態を観察しながら航行を続けたため、互いに接近する状況に気付かず、両船が衝突したものと考えられる。</p>
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 船長は、他船の動向に注意を向け、継続した見張りを行うこと。 ・ 船長は、航行中、レーダーを有効活用するなどして適切な見張りを行うこと。